

2019年度 東部地区 各種講習会計画 4月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ www.hirokenk.or.jp/ をご覧ください。（公社）広島県労働基準協会尾道支部

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
はい作業主任者 (2日、13時間)	25・26	福山教習所 (25・26)	なし	10,800	1,566	高さが2m以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く）はい付け又ははいくずしの作業 （荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者(2日、13時間)	24・25	福山教習所 (24・25)	なし	10,800	1,944	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業（安衛令第6条18,20号）
酸欠・硫化水素危険作業主任者 (3日=17.5時間教育)	3~5	福山教習所 (3~5)	なし	14,040	2,160	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険場所における作業場（酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照）
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	9・10	福山教習所 (9・10)	なし	10,800	1,944	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定めるものに係る作業（安衛令第6条22号、別表第6の2）
石綿作業主任者 (2日=10時間教育)	19・20	福山教習所 (19・20)	なし	10,800	1,944	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他のものを取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く）または石綿等を試験研究のため製造する作業（安衛令第6条23号抜粋）
床上操作式クレーン運転 A区分(3日=20時間教育) B区分(4日=17時間教育)	1~8 22~26	福山教習所 (1・2) 福山教習所 (22・23)	福山教習所 (3・4・5・8) 福山教習所 (26)	A 24,840 B 22,680	1,645	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務（安衛令第20条6号）
ガス溶接 (2日=13時間教育)	2・3	福山教習所 (2)	福山教習所 (3)	9,720	864	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務（安衛令第20条10号、安衛則第79条、）
フォークリフト運転（BC区分 B区分(4日=31時間教育) C区分(4日=11時間教育)	1~10 15~25	福山教習所 (1) 福山教習所 (15)	福山教習所 (2~4) (8~10) 福山教習所 (16~18) (23~25) (19)C区分	A 32,400 B 27,000 C 16,200	1,620	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務（安衛令第20条11号）
玉掛け A区分(3日=19時間教育) B区分(3日=18時間教育) C区分(3日=15時間教育)	9~12 16~23	尾道長者原訓練センター(9・10) 福山教習所 (16・17)	福山教習所 (11・12) 福山教習所 (22・23)	A 20,520 B 19,440 C 18,360	1,620	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務（安衛令第20条16号）
自由研削用といし 取替え等業務 (1日6時間教育)	11	福山教習所 (11)	福山教習所 (11)	会員 8,640 一般 11,880	1,296	自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務（安衛則第36条第1号抜粋、特別教育規定第2条抜粋）

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp（各支部分含む）

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
アーク溶接等業務 (3日17.5時間教育)	15~17	福山教習所 (15・16)	福山教習所 (17)	会員 18,360 一般 21,600	1,080	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)
低圧電気取り扱い業務 (2日=14時間教育)	17・18	福山教習所 (17)	福山教習所 (18)	会員 14,040 一般 17,280	702	低圧(直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600V以下である電圧をいう)の充電回路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務(安衛則第36条第4号抜粋)
クレーン運転業務 学科・実技2日=13.5時間教育	9・10	福山教習所 (9・10)	福山教習所 (10)	会員 14,040 一般 17,280	1,674	つり上げ荷重が5t未満のクレーン運転の業務、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ運転の業務 (安衛則第36条第15号)
特定粉じん作業 (1日=4.5時間教育)	8	福山教習所 (8)	なし	会員 5,400 一般 8,640	864	粉じん作業に従事しているもの (安衛則第36条第29号粉じん障害防止規則第22条抜粋)
フルハーネス型 墜落制止用器具業務 (1日=6時間教育)	5	福山教習所 (5)	福山教習所 (5)	会員 7,560 一般 10,800	972	墜落制止用器具(フルハーネス型)を用いて行う作業に係る業務(安衛則第36条第41号要約)
安全管理者選任時研修 (2日=9時間教育)	22・23	福山教習所 (22・23)	なし	12,960	1,512	安全管理者の資格研修 平成18年10月以降適用、なお、適用の時点において、安全管理者としての経験が2年未満である者も、本研修を修了している必要があります。
職長等教育 (2日=職長等12時間)	16・17	三原市市民福祉会館 (16・17)	なし	会員 14,040 一般 17,280	864	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者(安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条) (安全・衛生責任者 法第60条3号)
職長・安全衛生責任者教育 (2日=職長・安全衛生責任者14時間)	16・17	三原市市民福祉会館 (16・17)	なし		864 (安衛責648)	上記内容と建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で相関連して一つの仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任すること
新入者等安全衛生教育 (1日=6.5時間教育)	5	府中商工会議所 (5)	なし	会員 6,480 一般 9,720	1,274	安衛法第59条第1項により事業主に課せられた安全衛生教育講習で安全衛生入門、ルール、服装、危険予知など、スライド、ビデオを数多く取り入れた方法による「新規入場者の安全衛生教育講習」です。(安衛法第59条)
	8	福山教習所 (8)				
	11	福山教習所 (11)				
	12	福山教習所 (12)				
職場のリスクアセスメント (1日=7時間教育)	26	福山教習所 (26)	なし	会員 7,560 一般 10,800	972	リスクアセスメントをわかりやすく解説し、職場で実践できるように企画した講習会

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp (各支部分含む)